消防予第 196 号 消防危第 68 号 令和5年3月 30 日

各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁·各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長消防庁危険物保安室長(公印省略)

設置届及び着工届の添付図書等に関する運用について(通知)

消防法施行規則の一部を改正する省令(令和4年総務省令第62号)による改正後の消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第31条の3及び第33条の18について、下記のとおり運用することとしたので、通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して、この旨周知していただきますようお願いします。 なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 添付図書に明記すべき事項等ついて
  - 規則第31条の3第1号イ及び口並びに第33条の18第1号イからハまでに規定する図書(以下「添付図書」という。)は、次によるものとすること。
  - (1) 規則第31条の3第1号イ及び第33条の18第1号イに規定する平面図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その設置に係る階の防火区画、階段、各室の用途、床面積、高さ(天井及び天井裏高さ)、各設備の機器等の配置状況、配管又は配線状況等を明記すること。
  - (2) 規則第31条の3第1号ロ及び第33条の18第1号ロに規定する配管及び配線の系統図のうち、配管の系統図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成、配管の経路、口径等を系統的に明記すること。また、配線の系統図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その配線の種類等、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記すること。
  - (3) 平面図、計算書及び試験結果報告書により、1(2)に掲げる配管及び配線の系統図に明記すべき事項が確認できる場合は、当該平面図、計算書及び試験結果報告書をもって、配管及び配線の系統図と取り扱うこととして差し支えないこと。
  - (4) 規則第33条の18第1号ハに規定する計算書には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、次に掲げる事項を明記すること。また、算出に用いる各種係数、アイソメ図等の根拠を明記すること。
    - ア 所要の水量又は消火薬剤量等の算出方法

- イ 加圧送水装置、加圧ガス容器等の容量の算出方法
- ウ 配管、継手、弁類等の摩擦損失の計算を含む所要揚程等の算出方法
- エ 電動機等の所要容量の算出方法
- オ 非常電源の容量の算出方法
- カ 避難器具の取付金具及び取り付ける部分の強度の算出方法
- キ その他消防用設備等の設置に係る算出方法
- (5) 消防用設備等又はその部分である機器等のうち、消防庁長官が定める基準に適合すべきこととされているものを用いる場合は、当該基準に適合する旨(規則第31条の4第1項の規定に基づく認定を受けたもの(以下「認定品」という。)にあっては、認定品である旨及び必要に応じて施工等の条件)を各添付図書に明記すること。
- (6) 添付図書は、折り上げで日本産業規格A4とし、図面の縮尺は、100分の1を原則とするが、電子データで受け付ける場合等にあっては、この限りではない。

## 2 留意事項について

- (1) 着工届は、消防用設備等を新設、増設又は移設する場合にあっては消防用設備等ごとに別添1に定める基準日の、変更する場合にあっては変更工事を行おうとする日の、それぞれ10日前までに行うこと。
- (2) 着工届は、防火対象物又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所(以下「製造所等」という。) を設置する事業所ごとに行うこととして差し支えないこと。
- (3) 設置届は、防火対象物ごとに行うこととして差し支えないこと。
- (4) 消防同意や製造所等の設置又は変更の許可申請の際に、消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る図書が提出されている場合など、既に消防機関において保有している図書がそのまま活用できる場合は、当該図書をもって設置届又は着工届の添付図書に代えることとして差し支えないこと。
- (5) 設置届又は着工届に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等に直接関係する事項以外の事項の記載や添付図書以外の図書の提出は、原則、要求しないこと。

なお、届出者が任意で添付図書以外の図書の提出を希望する場合は、これを妨げるものではない。

## 3 その他

- (1) 本通知は、令和5年4月1日から施行する。
- (2) 「消防用設備等の着工届に係る運用について(通知)」(平成5年10月26日付け消防予第285号、消防危第81号)は、廃止する。
- (3) 「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」(平成9年12月5日付け消防予 第192号)は、別添2のとおり改正し、令和5年4月1日から施行する。

## 消防用設備等の着工届に係る基準日

| 消防用設備等の看工届に係る基準日            |   |
|-----------------------------|---|
| 消防用設備等の種類                   | 基準日   |
| 消火設備                        | 各設備の配管(各種ヘッド、ノズル等を直接<br>取り付ける配管を除く。)の接続工事又は加<br>圧送水装置等の設置工事を行おうとする日 |
| 警報設備                        | 警報設備の受信機の設置工事を行おうとする日<br>※ 受信機の設置工事を伴わない場合は、<br>感知器又は検知器の設置を行おうとする日 |
| 避難設備                        | 避難器具の取付金具の設置に係る工事を行<br>おうとする日                                       |
| 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等 |   |
| (ア) パッケージ型消火設備              | パッケージ型消火設備の格納箱の取り付け<br>工事を行おうとする日                                   |
| (イ) パッケージ型自動消火設備            | パッケージ型自動消火設備の放出導管(放<br>出口を直接取り付ける放出導管を除く。)の<br>接続工事を行おうとする日         |
| (ウ) 共同住宅用スプリンクラー設備          | 各設備の配管(各種ヘッド、ノズル等を直接<br>取り付ける配管を除く。)の接続工事又は加                        |
| (工)特定駐車場用泡消火設備              | 圧送水装置等の設置工事を行おうとする日   |
| (才) 共同住宅用自動火災報知設備           |   |
| (カ) 住戸用自動火災報知設備             | 警報設備の受信機の設置工事を行おうとす<br>る日   |
| (キ)特定小規模施設用自動火災報知設備         | ※ 受信機の設置工事を伴わない場合は、<br>感知器の設置を行おうとする日                               |
| (ク)複合型居住施設用自動火災報知設備         |   |